

やかぜ会発足趣意書

神村学園の部活動や教育活動を応援する会です。会員は卒業生(同窓生)、保護者、卒業生保護者、退職教職員で構成します。それぞれの支部を中心に活動します。支部は、地区・職場などにおきます。(例：串木野地区、 病院支部など)

会員には様々な特典がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】0996-32-3232 染川

やかぜ会 会 則

第1章 名 称

第1条 この会は、やかぜ会と呼び、本部を神村学園校内に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は、やかぜ会の相互の親睦、同窓会の活性化、及び学校法人神村学園の教育目標が円滑に運営されるため、理解と協力を目的とし、あわせて在学生の健全な心身の発達と幸福の増進をはかり、「建学の精神」の教育達成に寄与するものとする。

第3章 会 員

第3条 この会の会員は、以下の通りとする。

- | | | |
|--------------------------|------------|-----------|
| 1 神村学園在校生保護者 | 2 神村学園の卒業生 | 3 卒業生の保護者 |
| 4 神村学園協力会 | 5 神村学園職員 | 6 神村学園退職者 |
| 7 この会の目的に賛同し、やかぜ会の承認を得た者 | | |

第4章 組 織

第4条 この会には、本部と各地区に支部組織を置く。

第5章 事業

第5条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 やかぜ会員の相互の親睦
- 2 同窓会の活動に対する支援
- 3 学園の教育活動推進に対する協力と支援
 - (1)学園の部活動に対する支援
 - (2)学校行事に対する積極的な支援
 - (3)在校生の教育環境充実のための支援
 - (4)教職員の教育活動を推進するための協力
 - (5)学園の生徒募集に対する協力
 - (6)その他 前各号に準ずる活動に対する協力と支援
- 4 この会の目的達成に必要な資金を得るための諸事業
- 5 その他目的達成に必要な諸事業

第6章 役員とその任務

第6条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 幹事 若干名
- 4 監査員 2名
- 5 庶務会計(学校事務局長)

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 幹事は、予算および会の運営、その他のすべての重要な事項を議決し執行する。
- 4 監査員は、会計を監査する。
- 5 庶務会計は、会議録作成・保管・諸通知の発送と処理・金銭収支の事務を行う。

第8条 役員の選任は、次の方法で行う。

- 1 会長・副会長は、幹事会において選出する。
- 2 幹事は、地域の各支部長及び学園が組織した会(保護者後援会、神村学園協力会、すみれ会等)の会長とする。
- 3 監査員は幹事会でこれを推薦する。ただし、幹事を兼ねることはできない。

4 庶務会計は、学校事務局長とし、会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は、2カ年とする。ただし、再任はさしつかえない。

第7章 会 議

第10条 幹事会は、年度初めに会長が招集し、決算の承認並びに予算の議決その他必要な事項の研究討議を行い、幹事会の議決をもって本会の議決とする。また、必要に応じ幹事会を開くことができる。

支部で支部会則を作成することができる。その際は、やかぜ会の会則に準じて作成し、幹事会の承認を得る。

第11条 この会は、入会日及び年会費(以下、会費という)ならびに会自体の活動に寄る収入をもって運営する。

- 1 入会日として、1会員 1,000円を納入する。
- 2 年会費は当分の間徴収しない。
- 3 各支部において運営費を決定し徴収することができる。
その際は、収支報告書を本部に報告する。
- 4 会費の変更は、幹事会の議決による。
- 5 会費のほかに、幹事会の議決により特別会費を徴収することができる。
- 6 初、中、高に在校生がいる保護者及び神村学園の職員の会費については、免除又は減免することができる。
- 7 卒業生は卒業時に徴収する。
- 8 この会の経費は、会費・寄附金および会自体の活動による収支をもってあてる。
- 9 入会費、年会費は入会に伴う経費、年間の運営経費等に使用する。

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 退会及び除名

第13条 退会及び除名については、次の通りとする。

- 1 会員はいつでも任意で、退会することができる。

- 2 やかぜ会の会員として目的や事業，その他やかぜ会の会則において，ふさわしくない言動や行動等があり，他の会員や学園の信用，信頼を著しく失わせるような行為があった場合は，会長，副会長，当該地区支部長において協議し除名できる。
- 3 神村学園協力会の会員は協力会を退会したときは，やかぜ会を退会することができる但し，退会する協力会会員から一般会員として残ることができる。
- 4 会員が退会または除名された場合，当会は既に会員から支払われた入会金・年会費等の払い戻し義務を負わない。

第 10 章 会則の変更

第 14 条 本規定を変更する必要がある時は，幹事会に提案し，承認を受けなければならない。

第 15 条 細事は，幹事会で変更することができる。

付 則 本会則は，平成 21 年 1 月 1 日から施行する。